

昨年の4月から今年3月末までの1年間で、4件の事故が発生しました。2月20日に傷害事故（4件目）が発生したため、**近年で最長の連続無事故記録が175日間で途絶え**ました。

その翌日から今日まで、**連続38日間**の無事故記録を更新中です。**ちょっとした不注意**が大きな事故につながります。無事故期間を1日でも長く維持できるように、一人ひとりが安全に対する意識を強く持ちましょう。令和5年度の事故の概要は、次のとおり傷害事故3件、賠償事故1件です。

連続無事故記録



現在38日間

1件目：令和5年4月27日（木）発生（傷害事故）

事故内容：花壇整備の作業終了後に公園管理事務所の横に一輪車を止めた際に、体のバランスを崩して転倒し、肋骨を骨折するとともに左手首を捻挫、左腕を打撲した。

事故原因：注意力が不足し身体のバランスを崩した。

再発防止策：作業が終了するまで注意を怠ることなく集中する。

2件目：令和5年5月20日（土）発生（傷害事故）

事故内容：事務所内で部品棚の部品を出荷する際に、無理な姿勢で作業を行ったために左肩に痛みが生じ、左肩の筋肉に炎症をおこした。

事故原因：慌てていて無理な姿勢で作業をした。

再発防止策：よく注意を払って、無理な姿勢で作業を行わない。

3件目：令和5年8月28日（月）発生（賠償事故）

事故内容：お客様宅の駐車場に自転車を駐輪した際に、お客様の自動車に近かったため、会員の自転車が転倒した際にお客様の自動車のボディーを傷つけた。

事故原因：駐輪する位置に注意を払わなかった。

再発防止策：自転車で就業先に伺う際は、駐輪する位置に注意する。

4件目：令和6年2月20日（火）発生（傷害事故）

事故内容：倉庫内の通路で荷物を運んでいた際に、滑って転倒したため左肩と右膝を床で強く打って打撲した。

事故原因：忙しい時間帯のため慌てていた。

再発防止策：忙しい時間帯でもよく注意して慎重に作業をする。

賠償事故では、シルバー保険の保険金で賠償額が全額補償されない事例が発生しています。そうした場合は、本人に不足額の負担をお願いすることになります。『安全はすべてに優先する』、『自分の身は自分で守る』を常に念頭に置いて就業に勤めましょう。

◆ 安全就業推進委員会では



令和5年度の事業として、12月5日に上尾警察署にご指導いただき、「交通安全講習会」を開催し、「自転車の安全な乗り方の実技講習」を実施しました。

また、2月13日にはシルバー保険でお世話になっている株式会社ピーアイシーにご協力いただき、「安全就業推進大会」を開催してシルバー人材センターの事故防止をテーマに「安全講話」をしていただき、安全就業推進委員長による「安全宣言」を行いました。

さらに、3月12日には桶川市健康増進課の管理栄養士の方をお招きして、「健康増進講座」を開催し、「バランスのとれた食事のとり方」についてお話をさせていただきました。

これからも安全就業推進委員会では、会員の就業中、就業途上における事故防止や健康就業を目指して取り組んでまいりますので事業への参加をお願いします。

安全就業は健康管理が大切



季節の変わり目は体調を崩しがちです

体調管理にはいつも以上に気を付けましょう

また、セルフケアで心のメンテナンスも！

- 睡眠 → 目覚めたら朝日を浴びよう
- 食事 → 豚肉や大豆に含まれるビタミンB1には疲労回復の効果あり
- 運動 → エレベーターより階段を使おう

◆ 人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県

令和6年4月6日（土）から4月15日（月）までの10日間、「令和6年春の全国交通安全運動」が実施されます。



令和5年中の埼玉県の交通事故死者数は122人（前年比+18人）で、平成29年度以降減少していた死者数が6年ぶりに増加に転じました。

65歳以上の高齢者でも死者数67人（前年比+2人）と増加しました。

令和5年4月の改正道路交通法の施行により、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。しかし、同年中の自転車乗用中の交通事故死者は全員ヘルメットを着用しておらず、そのうち約6割の人が頭部に致命傷を負っています。また、依然として交通事故死者のうち歩行者が占める割合が高い状況が続いています。

こうした状況を踏まえて埼玉県では、次の項目を重点として交通安全運動が実施されます。

◇ 「自転車乗用時のヘルメット着用促進」

自転車の交通事故では頭部を負傷することが多く、ヘルメット非着用時の致死率は着用時と比べて高くなっています。自転車の利用者は、必ずヘルメットを着用しましょう。



◇ 「横断歩道における歩行者優先の徹底」

横断歩道は歩行者優先です。運転者には横断歩道の手前での減速義務や停止義務があります。歩行者の横断を妨げないようにしましょう。歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。

内閣府ホームページ、埼玉県ホームページから